

## 評価に関する用語集

**アセスメント・テスト（学修到達度調査）**

学修成果の測定・把握の手段の一つ。ペーパーテスト等により学生の知識・能力等を測定する方法の総称で、標準化テストとも呼ばれる。米国等で導入されているCLA, ETS® Proficiency Profile, CAAP, ETS® Major Field Tests等がこれに当たる。米国で導入されているアセスメント・テストは、一般に、大学内で抽出された低学年・高学年双方の学生が受験し、その点数の推移等で大学の教育効果を把握する目的で導入されているものであり、学生個々人の能力を判定するものとは異なる。

（「文部科学省用語集」より抜粋）

**アセスメント・ポリシー**

学生の学修成果の評価（アセスメント）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針。英国では、高等教育質保証機構（QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education）が中心となって質保証に関する規範\*を策定し、各大学が満たすべきアセスメントの質的水準や手法などについて規定している。各大学では、これを踏まえて学内の方針を定めている。

※ 「英国高等教育のための質規範」（UK Quality Code for Higher Education）。2011年に同規範が策定される前は、「高等教育の質及び水準保証のための実施規範」（Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education）が同様の役割を担っていた。

（「文部科学省用語集」より抜粋）

**学校教育法第八十七条 2**

医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

（「学校教育法」より抜粋）

**カリキュラム・ツリー**

関連する科目を線で結んだり、学修の順序を示したりするなど、授業科目間の系統性を図示したものである。カリキュラムツリーが示されることで、学生は大学や学部のカリキュラムの全体像を俯瞰でき、履修の計画を立てやすくなる。

（「Kawaijuku Guideline 2015 特別号」より抜粋）

## カリキュラム・マップ

授業科目と教育目標の関係を示した表のこと。ディプロマポリシー（学位授与の方針）に基づき、各科目が、卒業までに身につけるべき能力のどの項目と関連するのかわかるもの。

（「Kawaijuku Guideline 2015 特別号」より抜粋）

## 大学設置基準

第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

### 第十三条

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一学科で組織する場合	
	収容定員	専任教員数
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）	300～600名	28名

備考1 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする。

2 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含まないこととする。

4 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、薬学関係にあつては、収容定員600人につき教員6人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

9 薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部に薬学関係の一学科を置く場合における当該一学科に対する別表第一の適用については下欄中「一六」とあるのは、「二二」とする。

10 薬学関係の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。

（「大学設置基準」より抜粋）

別表第一イ 備考第九号（現行では十号）の規定に基づき薬学関係の学部に係る専任教員について定める件：

- 1 大学設置基準別表第一イに規定する薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員数に六分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。次項において「実務の経験を有する専任教員数」という。）は、おおむね五年以上の薬剤師としての経験を有する者とする。
- 2 実務の経験を有する専任教員に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部の運営について責任を担うもので足りるものとする。

（平成 18 年 4 月 1 日施行）

（文部科学省告示第百七十五号（平成十六年十二月十五日）（抄）より抜粋）

## ループブック

米国で開発された学修評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難な、パフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリットがある。コースや授業科目、課題（レポート）などの単位で設定することができる。国内においても、個別の授業科目における成績評価等で活用されているが、それに留まらず組織や機関のパフォーマンスを評価する手段とすることもでき、米国 AAC & U (Association of American Colleges & Universities) では複数機関間で共通に活用することが可能な指標の開発が進められている。

（「文部科学省用語集」より抜粋）